

# 危機対応認定に係る通知文

## 目次

- 第一章 対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
- 第二章 新型コロナウイルス感染症に関する事案（第三条—第九条の二）
- 第三章 雜則（第十条—第十三条）

## 第一章 対象事案及び実施期間

### (対象とすべき事案)

第一条 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する特別相談窓口のうち、新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口に係る事案（以下「新型コロナウイルス感染症に関する事案」という。）とする。

### (実施期間)

第二条 法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、令和四年九月三十日までとする。ただし、当該実施期間に行われた新型コロナウイルス感染症に関する事案における特定資金の貸付け等（法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）に係る申請については、令和五年三月三十一日までの間に限り、その貸付け等を行うことができる。

## 第二章 新型コロナウイルス感染症に関する事案

### (危機対応業務の対象となる者)

第三条 株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に掲げるものとする。

一 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近一ヶ月の売上高が前四年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又はこれと同様の状況にあるものであって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展するこ

とが見込まれるもの

- 二 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者等（令第四条第二号又に掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を除く。）
- イ J-Startup プログラムに選定された者又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合（同法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）から出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けて事業の成長を図る者
- ロ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十四条第二項に規定する認定支援機関又は同法第百四十条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う者
- ハ イ及びロに該当しない者であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定し、特定資金の貸付けを踏まえ協調して実施される民間金融機関等による支援を希望しない者等を含む。）
- 三 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近一ヶ月の売上高が前四年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している食品製造事業者等（法別表第一第十二号の中欄に掲げる者であって、中小企業者等を除いたものをいう。以下同じ。）又はこれと類似の状況にあるものであって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの
- 四 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近一ヶ月の売上高が前四年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している中堅企業等（中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって同号又に掲げる者（同欄に掲げる者を除く。）をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる者並びに大企業（中堅企業及びこれに準ずる者並びに中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又はこれと類似の状況にあるものであって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの
- 五 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の発行による資金調達に困難を来している信用力のある中堅企業等
- 六 第四号に掲げる者のうち、飲食店業、旅館業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者に対して、出資を行うことを目的とする投資事業有限責任組合その他これに準ずる事業体（当該組合又は当該事業体に対して特定資金の貸付け等を行う指定金融機関（法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が出資するものに限る。）

(ツーステップ・ローンに関する事項)

第四条 新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、前条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付けについては、次に掲げるところによるものとする。

- 一 その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、六億円（組合については、十八億円）とし、同時期に公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。
- 二 当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、特定資金の貸付けを伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付けに係る資金をもって、当該指定金融機関が新型コロナウイルス感染症に関する事案について既に行ったツーステップ・ローンを原資とする債権（損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補填をいう。以下同じ。）の対象となる債権及び元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された貸付けで、資本性が認められるもの（以下「資本性劣後ローン」という。）に係る債権を除く。）の弁済に充てができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付けを損害担保取引の対象とすることは、できないものとする。

3 前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付けについては、資本性劣後ローンであって、次に掲げるところによるものとする。

- 一 その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、十億円とし、同時期に公庫が実施する新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。
- 二 当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、特定資金の貸付けを伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付けに係る資金をもって、当該指定金融機関が新型コロナウイルス感染症に関する事案について既に行ったツーステップ・ローンを原資とする債権（損害担保取引の対象となる債権及び資本性劣後ローンに係る債権を除く。）の弁済に充てができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付けを損害担保取引の対象とすることは、できないものとする。

4 前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け及び同条第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合及び同条第二号ハ括弧書の者等に該当する場合は、この限りでない。

5 前条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、二十億円とする。

6 第四項に規定する特定資金の貸付け等（前条第二号に掲げる者を対象とするものを除く。）のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組む

こととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

- 一 指定金融機関が協働して特定資金の貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。
  - 二 当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。
- 7 第四項に規定する特定資金の貸付け等(前条第二号に掲げる者を対象とするものを除く。)のうち、コミットメント・ライン契約(一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。)を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。
- 一 特定資金の貸付け等については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。
  - 二 極度額は五百億円を、契約期間(当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。)は一年をそれぞれ超えないこと。ただし、公庫からのツーステップ・ローンによる信用供与を受けることは、第二条に規定する実施期間内に限る。
- 8 第四項に規定する特定資金の貸付け等(前条第二号に掲げる者を対象とするものを除く。)のうち、社債(短期社債を除く。)の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。
- 9 第四項に規定する特定資金の貸付け等(前条第二号に掲げる者及び中堅企業に準ずる者を対象とするものを除く。)のうち、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたもの(以下「劣後特約付貸付け等」という。)については、併せて実施される他の金融支援の金額を、原則として当該特定資金の貸付け等の金額以上とする。
- 10 前条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であって、公庫からの信用供与に係る金利を取得金利の下限とした、短期社債ディーラーによる競争入札方式等によるものとする。
- 11 前条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、短期社債の取得を除き、劣後特約付貸付け等を含むものとする。

(損害担保取引に関する事項)

- 第五条 新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、第三条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。
- 2 第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付けについては、次に掲げるところによるものとする。
- 一 その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかるわらず、六億円(組合については、十八億円)とし、同時期に公庫が実施する新型

コロナウイルス感染症特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

- 二 当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、特定資金の貸付けを伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付けに係る資金をもって、当該指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付けに係る債権（資本性劣後ローンに係る債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付けをツーステップ・ローンの対象とすることは、できないものとする。
  - 三 当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、特定資金の貸付けを伴う場合に限り、指定金融機関が行ったツーステップ・ローンを原資とする当該特定資金の貸付けに係る資金をもって、当該指定金融機関が新型コロナウイルス感染症に関する事案について既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付けに係る債権（資本性劣後ローンに係る債権を除き、ツーステップ・ローンを原資とする債権に限る。）の弁済に充てることができるものとする。
- 3 前項に規定する特定資金の貸付けは平均貸付期間を原則として十年以内とするものとする。
- 4 第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付けについては、資本性劣後ローンであって、他の金融機関等と協調して実施するもの（対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合及び同号ハ括弧書の者等に該当する場合を除く。）とし、次に掲げるところによるものとする。
- 一 その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかるわらず、十億円とし、同時期に公庫が実施する新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。
  - 二 当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、特定資金の貸付けを伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付けに係る資金をもって、当該指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付けに係る債権（資本性劣後ローンに係る債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付けをツーステップ・ローンの対象とすることは、できないものとする。
  - 三 当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、特定資金の貸付けを伴う場合に限り、指定金融機関が行ったツーステップ・ローンを原資とする当該特定資金の貸付けに係る資金をもって、当該指定金融機関が新型コロナウイルス感染症に関する事案について既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付けに係る債権（資本性劣後ローンに係る債権を除き、ツーステップ・ローンを原資とする債権に限る。）の弁済に充てることができるものとする。
- 5 前項に規定する特定資金の貸付けは平均貸付期間を原則として十年以内とするものとする。
- 6 第三条第三号に掲げる者に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、新型コロナウイルス感染症により、業況及び資金繰りがともに悪化しており、中長期的に改善が見込まれるもの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される食品製造事業者等に対する特定資

金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

7 第三条第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に掲げるところによるものとする。

一 中堅企業及びこれに準ずる者に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、新型コロナウイルス感染症により、業況及び資金繰りがともに悪化しており、中長期的に改善が見込まれるもの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される中堅企業及びこれに準ずる者に対する特定資金の貸付け等に限り、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

二 大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、新型コロナウイルス感染症により、業況及び資金繰りがともに悪化しており、中長期的に改善が見込まれるもの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施ができない又は特定資金の貸付け等のうち債務の保証の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ 地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ 下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ 高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な企業であること。

ニ 生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

三 令和五年三月三十一日時点における、第一号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等（劣後特約付貸付け等を除く。）に当たって行った損害担保取引に係る補填の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業及びこれに準ずる者向け長期資金の貸付け等（新型コロナウイルス感染症に関する事案に係るものに限り、劣後特約付貸付け等を除く。）の額の累計額のおおむね五割以内に限るものとする。

四 令和五年三月三十一日時点における、第二号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に当たって行った損害担保取引に係る補填の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（新型コロナウイルス感染症に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね五割以内に限るものとする。

8 第三条第四号に掲げる者（中堅企業に準ずる者を除く。）を対象とする特定資金の貸付け等のうち、劣後特約付貸付け等については、次に定めるところによるものとする。

一 損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等の対象については、新型コロナウイルス感染症の影響により、業況及び資金繰りがともに悪化しており、中長期的に改善が見込まれるもの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される者であって、地域経済にとって重要な企業として次のいずれかの要件を満たすものに限るものとする。

イ 事業規模、雇用規模等に鑑み、地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ 下請企業等関連産業が幅広い企業又は下請企業等関連産業が幅広い企業の事業継続に重要な役割を果たす企業であること。

ハ 高い技術又は高い専門的知識を有する、高付加価値なサービス等を提供するなど、経済活力の維持を図るために重要な役割を果たす企業であること。

ニ 生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で重要な役割を果たす企業であること。

二 前号に定めるところによる特定資金の貸付け等については、併せて実施される他の金融支援の金額を、原則として当該特定資金の貸付け等の金額以上とする。

9 第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、前条第十項に規定する特定資金の貸付け等であって、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施が困難である場合に限り行うものとし、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 深刻な経済危機等に際して指定金融機関が短期社債の取得のリスク補完を通常の手段で行うことが困難である場合等であって、原則として三十億円以上の短期社債の取得であること。

二 短期社債の取得に当たって行った損害担保取引に係る補填の額の残高が、指定金融機関ごとに、損害担保取引を行った時点における危機対応業務により取得した短期社債の残高のおおむね三割以内であること。

10 第三条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、短期社債の取得を除き、劣後特約付貸付け等を含むものとする。

(利子補給金の支給に関する事項)

第六条 新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給(法第十一條第三項の規定による利子補給金の支給をいう。以下同じ。)は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 利子補給金の支給の対象は、令和五年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一 第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

二 第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

三 第三条第四号に掲げる者(資本金十億円以上の法人であって令第四条第二号ヌに掲げる者(法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。)及び大企業を除く。)を対象とする特定資金の貸付け

四 第三条第四号に掲げる者(大企業であって飲食店業、旅館業その他これらに類する

業種に属する事業を主たる事業として営む者に限る。)を対象とする特定資金の貸付け

- 3 前項第一号の利子補給率は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり六億円を限度に、指定金融機関が法第十六条第二項に基づき定める業務規程(法附則第四十五条第一項及び第四十六条第一項の規定により読み替えた法第十六条第二項に基づき定める業務規程を含む。)において規定する金利のうち、別に定める金利から、同時期に公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付の基準利率までの差分とする。ただし、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間は当該利子補給率に年〇・九パーセントを加えた利率とする。
- 4 第二項第二号の利子補給率は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり十億円を限度に、貸付期間五年一ヶ月、七年又は十年の貸付けについては、特定期間(特定資金の貸付けの日から当初三年間及び特定資金の貸付けの日から三年経過後の期間のうち主務省庁が指定金融機関に対して通知する危機対応認定に係る要綱(以下「要綱」という。)で定める期間をいう。以下同じ。)は年二・一パーセント、貸付期間十五年の貸付けについては、特定期間は年二・二パーセント、貸付期間二十年の貸付けについては、特定期間は年二・四五パーセントとする。
- 5 第二項第三号の利子補給率は、特定資金の貸付けの日から当初三年間は年〇・五パーセントとする。ただし、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を超える特定資金の貸付けを行う場合には、他の金融機関等と協調して実施するものとし、当該他の金融機関等からの新たな貸付け等の金額が、原則として当該特定資金の貸付けの金額以上となるよう実施するものとするが、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。
- 6 前項の利子補給率は、令和三年三月二十九日以降の特定資金の貸付けについては、当該貸付けの日から当初三年間は年一・〇パーセントとする。
- 7 前項の利子補給率は、劣後特約付貸付けの場合には、当該利子補給率に年一・〇パーセントを加えた利率とする。
- 8 第二項第四号の利子補給率は、令和三年三月二十九日以降の特定資金の貸付けについては、当該貸付けの日から当初三年間は年〇・五パーセントとする。
- 9 前項の利子補給率は、劣後特約付貸付けの場合には、当該利子補給率に年一・〇パーセントを加えた利率とする。
- 10 第三項の利子補給率については、令和二年三月十九日以降の特定資金の貸付け(同時期に公庫が実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付と同条件の貸付けに限る。)の日に遡って適用することができるものとする。ただし、遡って適用した場合の利子補給率が遡る前の利子補給率を下回る場合には適用しない。
- 11 第四項及び第五項の利子補給率については、令和二年三月十九日以降の特定資金の貸付けの日に遡って適用することができるものとする。  
(保証に関する事項)  
第七条 第三条第四号に掲げる者の特定資金に係る債務の保証については、当該債務者の委託を受けて行うものとする。  
(特定資金の貸付け等の限度額等)

第八条 新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応業務のうち、第三条第四号から第六号までに掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針（法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針をいう。以下同じ。）に定める限度額を適用しないものとする。

- 2 省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第四号及び第五号に掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。
- 3 第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付けであって、償還期限が運転資金については十五年を超えるものにあっては、危機対応円滑化業務実施方針別表の規定にかかわらず、特定資金の貸付けを行うことができる。
- 4 第三条第二号に掲げる者を対象とする資本性劣後ローンであって、償還期限が運転資金については十五年を超えるものにあっては、危機対応円滑化業務実施方針別表の規定にかかわらず、特定資金の貸付け等を行うことができる。
- 5 第三条第四号に掲げる者を対象とする劣後特約付貸付け等であって、償還期限が設備資金については二十年を超えるもの、運転資金については十五年を超えるものにあっては、二十年以内に元本の期限前償還が可能となるとともに利率が上昇する特約が付されている特定資金の貸付け等に限り、危機対応円滑化業務実施方針別表の規定にかかわらず、貸付け等を行うことができる。
- 6 第三条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針別表に定める据置期間を適用しないものとする。

（既存の債権の弁済に係る特例）

第九条 危機対応認定の日から令和五年三月三十一日まで（以下「期間中」という。）に限り、第三条第一号から第四号までに掲げる者のうち、別に定める者であって、借換えを行って一定の経済的な利益を得ることができるるものに限り、指定金融機関が危機対応業務として行った当該者を対象とする特定資金の貸付け等に係る資金をもって、当該指定金融機関が期間中に行った当該者に対する貸付け等（危機対応業務として行ったものを除く。）に係る債権の弁済に充てることができるものとする。

（協調融資原則の一時停止）

第九条の二 本章の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の深刻な影響に鑑み、当分の間、第三条第四号に掲げる者に対する特定資金の貸付け等について、他の金融機関等と協調して実施することを要しない。

第三章 雜則

（実施状況に関する報告）

第十条 指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

- 一 第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付けについては、次に掲げる事項
  - イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付けの総額、件数その他の事項
  - ロ イのうち、資本性劣後ローンの総額、件数その他の事項
  - ハ 損害担保取引の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項
  - ニ ハのうち、資本性劣後ローンの総額、件数その他の事項

- ホ 利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項  
ヘ ホのうち、資本性劣後ローンの総額、件数その他の事項
- 二 第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項  
イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項  
ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
- 三 第三条第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項  
イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項  
ロ イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項  
ハ イのうち、劣後特約付貸付け等の総額、件数その他の事項  
ニ ハのうち、資本性が認められるものの総額、件数その他の事項  
ホ コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項  
ヘ 保証の総額、件数その他の事項  
ト 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項  
チ トのうち、劣後特約付貸付け等の総額、件数その他の事項  
リ チのうち、資本性が認められるものの総額、件数その他の事項  
ヌ 利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項  
ル ヌのうち、劣後特約付貸付け等の総額、件数その他の事項  
ヲ ルのうち、資本性が認められるものの総額、件数その他の事項
- 四 第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項
- 五 第三条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項  
イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項  
ロ イのうち、劣後特約付貸付け等の総額、件数その他の事項  
ハ ロのうち、資本性が認められるものの総額、件数その他の事項  
ニ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項  
ホ ニのうち、劣後特約付貸付け等の総額、件数その他の事項  
ヘ ホのうち、資本性が認められるものの総額、件数その他の事項  
(損害担保取引に関する報告)

第十一条 指定金融機関は、新型コロナウィルス感染症に関する事案において、損害担保取引の対象となった特定資金の貸付け等のうち、一者当たり、当該指定金融機関の貸付け等の額を合計して、要綱において定める額以上のものについては、要綱で定めるところにより、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

(共通事項)

第十二条 危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

(改定)

第十三条 主務大臣は、新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応業務については、被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。